

## 禁止行為（観客用）

2023年4月28日現在

1	法令及び公序良俗に反する行為をすること。
2	正当なチケット又はア kredィテーションカード等を所持せず入場すること。
3	持込禁止物品を持ち込むこと。
4	競技エリア若しくは観客席等への物の投げ入れ又は発射、その他競技運営上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
5	世界水泳選手権2023福岡大会組織委員会及び国の許可を得ていない無人航空機（ドローン等）を飛行させること（会場外からの操作含む）。
6	競技エリアをはじめとする、立ち入り禁止区域又は、立ち入り制限区域に正当な理由なく立ち入ること。
7	建物、立ち木、建造物その他設備、施設若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
8	安全措置のために施した錠、掛け金、封印、テープ等を損壊し、又は開封・改変すること。
9	観客、審判、選手又は大会関係者を脅迫、威圧、侮辱又は挑発する等、攻撃的な行為をすること。
10	選手又は大会関係者等への面会を強要し又は居座ること。
11	通路、階段、出入口等に荷物を置く又は観戦する等、通路を塞ぐ行為をすること。また、所定の場所以外で観戦すること。
12	座席の上に立つ又はフェンスその他施設に登る行為をすること。
13	会場内で喫煙すること（電子タバコ等含む）。ただし、指定された場所での喫煙は除く。
14	会場内で火気を使用すること。
15	酩酊した状態での会場入場、又は会場において酩酊すること。
16	会場内において、世界水泳選手権2023福岡大会組織委員会の許可を得ていないモバイルルーターをはじめとする通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末を除く）や携帯電話等のテザリング機能を使用すること。
17	営利目的で写真、映像を記録、送信若しくは作成すること。
18	アスリート等への性的ハラスメント目的との疑念を生じさせる写真、映像を記録、送信若しくは作成すること。
19	政治的、思想的若しくは宗教的な主義、主張、公共の秩序、道徳に反する内容の広告材料若しくは観念を表示し、若しくは連想させ、又はデモンストレーションに使用され得るものや大会の運営に支障を及ぼすおそれのある掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、プラカード、ゼッケン、文書、図画、印刷物、商標等を設置、着用、散布、貼布すること。
20	抗議活動やデモンストレーション、集会、勧誘、演説等、大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。
21	商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
22	参加していない国の国旗を使用すること。
23	特定の会社又は企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物、無許可のチラシ、パンフレット、プロモーション素材を含む。）を掲示し、又は設置すること。
24	座席や観戦エリアで傘、自撮り棒を使用すること。
25	所定の場所以外にゴミその他の物を廃棄すること。

## 禁止行為（観客用）

2023年4月28日現在

26	楽器（太鼓、トランペット等）の使用により、競技の進行を妨げること。
27	所定の場所以外へ進入し、駐車又は駐輪すること。
28	違法駐車、会場周辺での野宿など近隣住民や周辺施設等へ迷惑行為をすること。
29	テーブルやシート等を使用した入場待ち列確保及び会場での徹夜行為をすること。
30	他人のために、観客席や観戦エリアに物を置くなどしての席取り・場所取り行為をすること。
31	その他大会の運営若しくは進行を妨害し、他人に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると大会関係者が認める行為をすること。